

協議第 1 5 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて提出する。

平成 14 年 12 月 11 日提出

南部町・南部川村合併協議会
会長 山 田 五 良

消防団の取扱いについて

消防団については、合併時に統合する。

南部町、南部川村の消防団の団員である者については、新町に引き継ぐものとする。

組織、階級、定員、訓練、出動体制、被服等の貸与、福利厚生については、合併までに調整し新町に引き継ぐものとする。

任用、報酬及び出動手当については、合併までに調整し新町で定めるものとする

平成 年 月 日確認